保護者の皆様へお知らせ

令和８年度からの厚木市の地域展開について

令和８年７月８日

あつぎ部活動地域展開通信Vol. 2
厚木市 教育部 教育指導課
部活動地域展開担当
電話（046）225-2980 （直通）

前回(vol. 1)の通信では、部活動地域展開に関する国の方向性等をお知らせしました。
今回は市の取組として、**「ブロック制部活動」の導入**についてお伝えします。

「やりたい部活が、自分の学校にはないけど、となりの学校にある！」という
お子様に特に大切なお知らせです。

■ブロック制部活動とは？

生徒の活動機会の拡充や**今後の地域展開を段階的に進める**ための取組です。

市内中学校13校を、右の図のとおり４つのブロックに分けて、次の２つの取組を実施します。

北ブロック	依知中、藤塚中、睦合東中
中ブロック	荻野中、睦合中、林中
西ブロック	小鮎中、玉川中、南毛利中、森の里中
南ブロック	厚木中、東名中、相川中

取組①

自分の通う学校に希望する部活がなく、同じブロック内の学校にその部活がある場合、その学校の休日の部活動に参加できるようになります（在籍校に希望の部活がない場合に限ります。）。

※参加できる学校と競技種目は現在調整中です。改めてお知らせします。

〇具体的な例

小鮎中に通うＡさん。軟式野球部を希望していたのですが、小鮎中には軟式野球部がないため、陸上部で活動しています。

ブロック制部活動導入開始

同じ西ブロックの南毛利中又は玉川中の軟式野球部に、休日は参加することができるようになります。

平日は陸上部(小鮎中)、休日は野球部(南毛利中又は玉川中)で活動できます。

取組②

同じブロックの同じ競技種目で、月１回程度、休日に合同練習を実施します。

※文化系の部活動は除きます。

〇具体的な例

南ブロックの厚木中・東名中・相川中の女子バスケットボール部で、月１回程度の合同練習を休日に行います（参加は任意です。）。

※取組①、②のいずれも強制するものではありません。希望する生徒のみが対象となるものです。

※休日の部活動のみが対象です。平日の部活動は変わりありません。

ウラ面に続く

ブロック制部活動に関するＱ＆Ａ

Q1 いつから始まるの？

Ａ　今年(令和８年度)の秋以降、今の中学校１年生、２年生を対象に開始する予定です。参加方法等は、改めてお知らせします。

Ｑ２ ブロック内でどんな部活動があるの？

Ａ　ブロック内で選択できる部活動についての詳細は、改めてお知らせします。

Ｑ３ 平日の部活動はどうなるの？

Ａ　特に変更はありません。今、所属している部活動で活動していただきます。なお、ブロック制部活動に参加することで、平日の部活動で不利益となることはありません。

Ｑ４ 参加の条件はあるの？

Ａ　詳細は参加方法等と合わせて改めてお知らせしますが、「教員の引率を必要とせず、自力で活動場所に行けること」等を想定しています。

Ｑ５　部費は支払うの？

Ａ　オモテ面に記載の取組①のように、休日に他校の部活動へ参加する場合には、活動に参加する分の費用をいただくことを検討しています。

※合同練習については、追加の費用はありません。

Ｑ６ 大会の参加はどうなるの？

Ａ　競技種目によって条件が異なりますが、休日の部活動に参加している学校から大会参加ができるよう、大会主催者等と調整中です。

Ｑ７ 自転車で行ってもいいの？

Ａ　ブロック制部活動は、現行の部活動の一環なので、自転車の移動は認めないこととします。徒歩、公共交通機関又は保護者による送迎等での移動をお願いします。

Ｑ８ 他校での部活動中の事故やケガがあった場合の保険は？

Ａ　現行の部活動の保険が適用されます。

令和９年度以降のブロック制部活動については、別途お知らせします。

最後までお読みいただきありがとうございました。
これまでの市の取組の詳細は、市ホームページでご確認いただけます。

市ＨＰ：部活動の地域展開について